

美祢市 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第二次美祢市総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の地球温暖化対策計画（令和3（2021）年 10 月閣議決定）、県の「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画改定版）」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「美祢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「美祢市都市計画マスタープラン」、「美祢市公共施設等総合管理計画」、「美祢市再生可能エネルギー導入計画」等と整合を図り推進します。

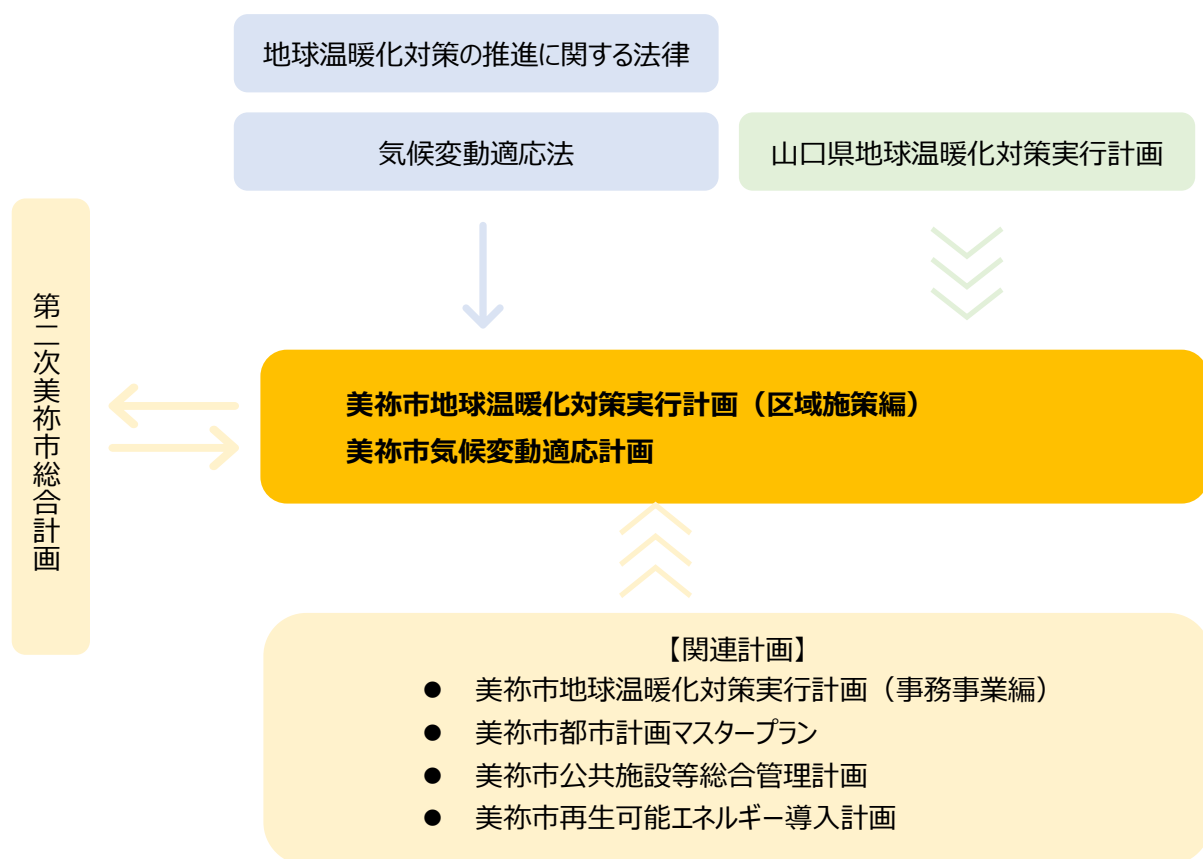


図1 計画の位置づけ

2 計画期間

本計画の期間は令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間とします。

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「山口県地球温暖化対策実行計画」の2013年度を参考に平成26(2014)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。



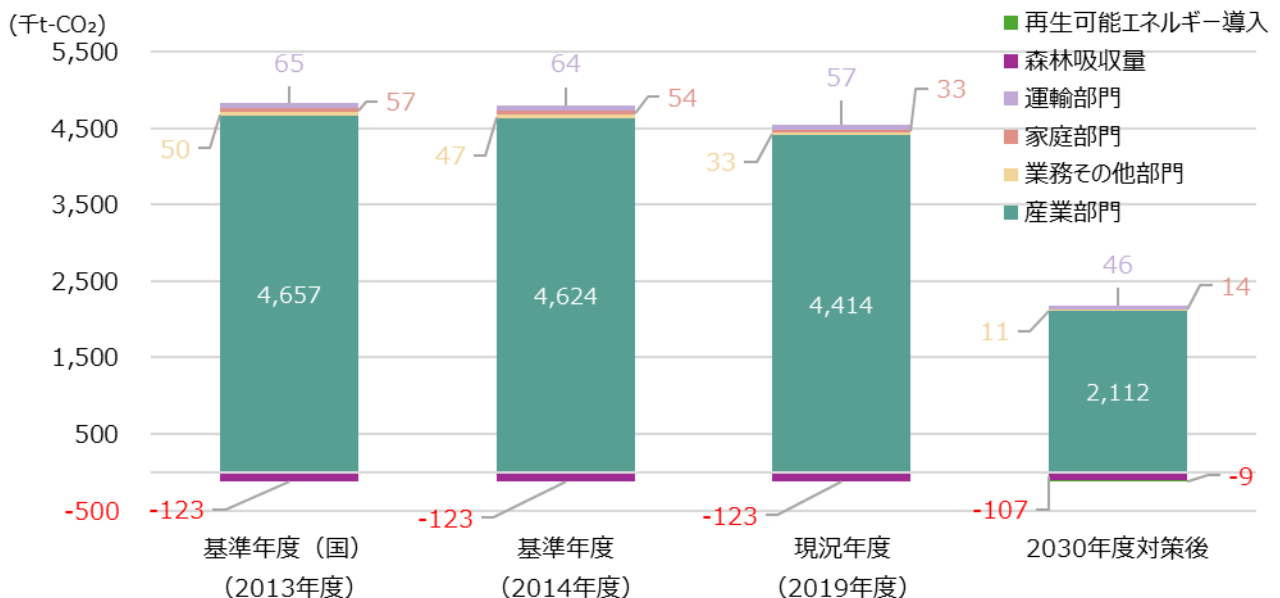
※国・山口県の基準年度は2013年度

図2 計画期間

3 二酸化炭素排出量の現状と将来推計

本市の温室効果ガス排出量について、追加的な削減対策を行った場合(脱炭素シナリオ)の目標年度(令和12(2030)年度、令和32(2050)年度)における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入等を国の施策と連動して推進することで、令和12(2030)年度においては55%、令和32(2050)年度においてはカーボンニュートラルの実現を目指します。



※国が定める基準年度(2013年度)データについても参考として記載

図3 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果

4 計画の目標と将来像

国の「地球温暖化対策計画」や県の「山口県地球温暖化対策実行計画」で示されている削減目標を基に、本市における二酸化炭素排出量削減目標を以下のとおりとします。

また、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、表1、2のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和12(2030)年度の市内における二酸化炭素排出量について、
平成26(2014)年度比で **55%削減**します。

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

表1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	令和12(2030)年度 導入目標 (MWh/年)	令和32(2050)年度 導入目標 (MWh/年)
太陽光（建物系）	8,881	493,500
太陽光（土地系）	165	13,000
木質バイオマス発電	-	135,000
合計	9,046	641,500

表2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

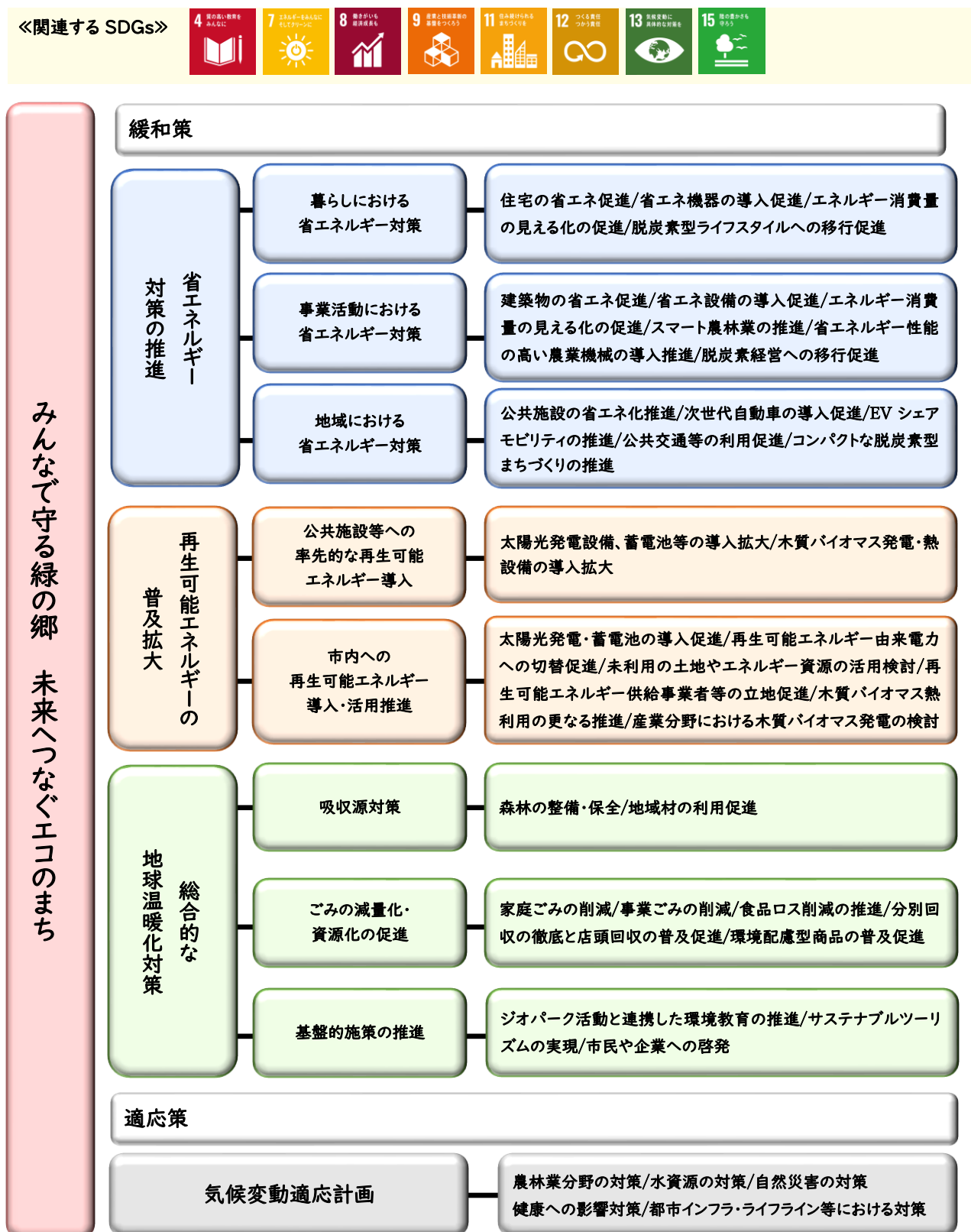
エネルギー種別	令和12(2030)年度 導入目標 (GJ/年)	令和32(2050)年度 導入目標 (GJ/年)
木質バイオマス熱利用	13,115	431,102

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、本計画の将来像として「みんなで守る緑の郷 未来へつなぐエコのまち」を掲げました。

将来像

みんなで守る緑の郷 未来へつなぐエコのまち

5 施策の体系図



6 施策の推進（緩和策）

基本方針Ⅰ 省エネルギー対策の推進

《関連する SDGs》



施策Ⅰ 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

施策Ⅱ 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICTやロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

施策Ⅲ 地域における省エネルギー対策

市の実情に応じたデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上に取り組み、普及啓発を同時に行うことで市民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、PHEV への転換を促進し、併せて国等の制度を活用してインフラ整備を促進します。

さらに、物流トラックや市所有の公用車のEV化を図り、災害時等における迅速な復旧復興に資する地域づくりも推進します。

基本方針Ⅱ 再生可能エネルギーの普及拡大

《関連する SDGs》



施策Ⅰ 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

施策 2 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

また、市内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて市外の事業者の誘致を促進します。

さらに、本市で生産された再生可能エネルギーについては、市内で利用することを前提とした上で、余った場合はエネルギーの利用を希望する市外企業に対して情報提供等を行い、誘致を促進します。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

〈関連する SDGs〉



施策 1 吸収源対策

本市における豊富な森林資源や基幹産業である農業の農地を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全や、クレジット創出による地域への経済循環により、持続可能なまちづくりを行います。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさなどを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、市民や来訪者に向けたサステナブルツーリズムを展開するなど、地域経済を活性化させる取組を進めます。

また、本市の取組について多様な媒体を通じた情報発信に努めるほか、市内企業との連携を密にして官民協働で脱炭素化を推進する仕組みづくりを検討します。

7 施策の推進（適応策）

施策 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本市にもたらす影響についてモニタリングを行います。

8 市民の取組

基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型の製品を選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV等の導入を検討する。
- 近場へは徒歩や自転車移動する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替えを検討する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、地域材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水・ため池ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。

9 事業者の取組

基本方針1 省エネルギーの推進

- 節電や節水について、社員へ周知する。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度等を活用しながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV 等を選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を積極的に活用する。
- 近場へは徒歩や自転車移動する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替えを検討する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 素材生産者を中心に、地域材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、地域材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、地域材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、市民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。

10 計画の推進

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、市民、関連団体等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図4に示すように市民、事業者、学識経験者で組織する「美祢市環境審議会」において計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、市のホームページ等で公表を行い、市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「美祢市脱炭素推進本部」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

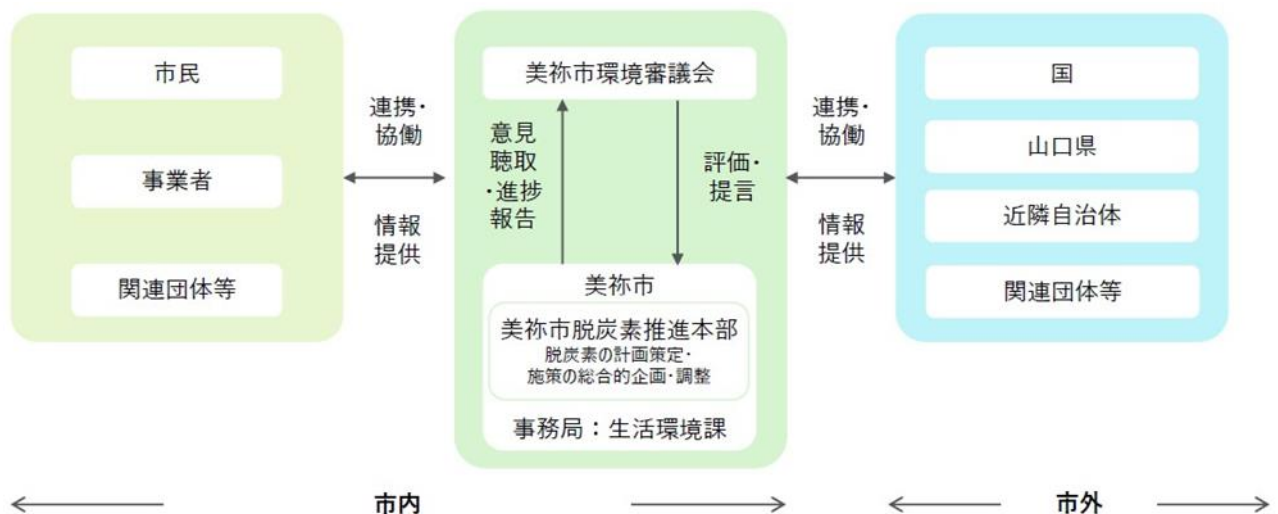


図4 計画の推進体制

美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

編集・発行 美祢市 生活環境課
〒759-2292
山口県美祢市大嶺町東分345-1
TEL 0837-53-1090
発行 令和7(2025)年 3月



みんなで守る緑の郷 未来へつなぐエコのまち